
平成25年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成25年3月22日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成25年3月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成25年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第21号 周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第14 議案第24号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第15 議案第25号 周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第16 議案第26号 周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第17 議案第45号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）

日程第18 議案第46号 平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について

日程第19 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第20 委員会の閉会中の継続審査について

日程第21 議員派遣

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成25年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議案第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 議案第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5 議案第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6 議案第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第7 議案第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第8 議案第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第21号 周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第22号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第13 議案第23号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第24号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第25号 周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第16 議案第26号 周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第17 議案第45号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第46号 平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第19 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第21 議員派遣

出席議員（16名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 魚原 満晴君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |

5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 星出 明君
産業建設部長 …………… 西本 芳隆君	健康福祉部長 …………… 西村 利雄君
環境生活部長 …………… 松井 秀文君	久賀総合支所長 …………… 松村 正明君
大島総合支所長 …………… 北杉 憲昌君	東和総合支所長 …………… 木村 順一君
橘総合支所長 …………… 中原 義夫君	
会計管理者兼会計課長 ……………	岡本 洋治君
教育次長 …………… 中野 守雄君	公営企業局総務部長 …… 河村 常和君
総務課長 …………… 奈良元正昭君	財政課長 …………… 中村 満男君

午前10時36分開議

○議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでございます。昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第 1. 議案第 1 号

日程第 2. 議案第 2 号

日程第 3. 議案第 3 号

日程第 4. 議案第 4 号

日程第 5. 議案第 5 号

日程第 6. 議案第 6 号

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 21 号

日程第 12. 議案第 22 号

日程第 13. 議案第 23 号

日程第 14. 議案第 24 号

日程第 15. 議案第 25 号

日程第 16. 議案第 26 号

○議長（新山 玄雄君） 日程第 1、議案第 1 号平成 25 年度周防大島町一般会計予算から日程第 16、議案第 26 号周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定についてまでの 16 議案を一括上程し、これを議題とします。

3 月 7 日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、16 議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。田中総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 13 日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号のうち、本委員会所管部分及び議案第 9 号、議案第 21 号の付託議案 3 件について、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順序に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会社会教育課関係では、陶芸の館使用料と材料費に関して、利用者数の動向はどうか。また、1回の使用料金は幾らかとの質疑に対して、年間述べ550人程度の利用者があるが、減少傾向である。使用料金は、1人1時間使用で、200円であるとの回答でした。

学校支援地域本部事業の内容、補助金の増額理由についてと、ウォーキング大会の内容についてお聞きしたいとの質疑について、学校支援地域本部事業は、学校・地域・家庭が、交流・連携しながら教育現場を支援促進する事業である。補助金の増額は、全小・中学校を事業の対象としたためである。

ウォーキング大会については、我がまちスポーツ推進事業として、生涯スポーツの推進と町の推進する健康づくりを含めて、講師を招き、正しい歩き方やラジオ体操等の指導を行うものであるとの回答でした。

民具の保存・整理につき、町教育委員会として、町全体の民具資料の整理・保存について考える時期ではないかとの質疑について、町文化財保護審議会では、民族資料について何が必要か、何が必要でないか選択し、方向性を出す時期にきているとの意見が出されているとの回答でした。

橘総合センター管理運営経費の工事請負費の内容と保健体育費669万3,000円の増額理由及び海洋センター管理運営経費で購入する土地はどの程度の広さなのかとの質疑について、工事内容については、橘総合センターの舞台幕かけかえ工事、駐車場整備工事、玄関スロープ設置工事である。

669万3,000円の増額理由は、社会教育総務費の職員1名を、保健体育費への組みかえによる職員人件費の増加と郡体育協会の補助金の増加である。

郡体育協会の増額は、ロードレースの第30回記念大会開催における金メダリストの高橋尚子選手の招待費用と、KRYが保存しているこれまでのロードレース映像と30回記念の映像を編集した記録DVDの制作が主な理由である。

土地購入費は、B&Gのプール施設用地の1,603平米であるとの回答でした。

各図書館の利用状況はどうか、大島図書館費の中元なつ・亀太郎寄附金による図書購入費の内容は、陸上競技場と体育館の指定管理について、経費の削減はどうかとの質疑について、平成23年度実績で、図書館の利用者はやや減少しているが、貸出冊数は増加している。寄附による大島図書館の図書購入費の内容については、ハワイ関連の図書を今後検討していきたい。

指定管理料について、平成24年度予算の総合体育館・陸上競技場の管理運営費には、人件費が含まれていないため、指定管理料に職員人件費等相当額を加え、積算している。平成24年度と平成25年度の対比では、陸上競技場と体育館の指定管理による経費の削減は105万

8,000円となっている。平成25年度は施設の利用促進を図るための経費を指定管理料に50万円計上しているため、実質155万8,000円の削減となる。

竜崎の陶芸の館と八幡生涯学習のむらの陶芸の館について、4町合併したので、経費節減から統廃合は考えていないのか。陸上競技場と体育館の指定管理に関し、人件費の考え方はどうかとの質疑について、陶芸の館の統廃合については、各施設とも利用者があり、現在のところ考えていない。

指定管理の人件費について、基本としては施設長、受付事務職員であり、また、施設の休日は年末年始のみで、夜10時まで開館しているため、休日受付事務職員と夜間勤務職員、清掃職員等の臨時職員で積算しているとの回答でした。

次に、教育委員会総務課関係では、学校施設の耐震化率は幾らか。また、山口県全体の耐震化率は幾らか。柳井市では校舎をリースで建てているが、町の考え方はいかがかとの質疑について、学校耐震化率は、平成25年3月末で87.8%、平成26年3月末で92.9%、平成27年3月末で100%の計画である。県内全域では、平成23年4月1日現在、61.7%で、全国平均が80.3%である。

学校統廃合に伴う校舎のリースについては、平成22年度に、柳井市のリースで建てかえをした学校に現地視察を行い、検討した。小規模校で、将来閉校を考えているなら、リースも考えられるが、久賀中学校については、建てかえを選択した。そのほかは、いずれも校舎の耐震補強工事であるとの回答でした。

久賀地区学校給食センター管理運営経費の賄い材料調達ですが、地元の小売業者から材料を調達できないものかとの質疑について、調理業務を受託している会社は、郡外の株式会社日米クックであるが、調理業務と調理したものを配送する業務であり、賄い材料の購入は各給食センターの栄養士が行っている。

なお、学校給食に使用する食材については、地産地消の観点から地場産の食材を多く使用しており、また購入先においてもなるべく地元から購入している。米については、山口県学校給食会を通じて大島産の米を使用している。町内の小売店からの購入は、年間の使用料、残留農薬検査、補助金の申請手続等の負担が伴ってくるので難しいと思われるとの回答でした。

次に、学校教育課関係では、就学援助費を受ける人数はふえる傾向にあるのかとの質疑について、平成24年度の認定者数が、小学校が66人、中学校が54人である。平成25年度の見込み人数が、小学校が65人、中学校が54人である。人数は横ばいであるが、児童・生徒数が減少しているため、割合としてはふえているとの回答でした。

中高一貫教育の実施により、生徒の学力は上がっているのかとの質疑について、中高一貫教育の実施で生徒が力を発揮するいろいろな場面を設定できている。そういったことが、生徒の学力

向上につながると考えるとの回答でした。

豊かな体験活動推進事業は児童にとってよい経験になる。継続して行ってもらいたいとの質疑について、県の単年度補助事業であり、平成25年度のみの実施予定ではあるが、事業の効果を十分検証しながら継続実施について検討していきたいとの回答でした。

次に、税務課関係では質疑はありませんでした。

次に、総務課関係では、周防大島高校を支援する会の事業内容について、3年後の高校改編にあわせた活動に対しての補助は考えているのかとの質疑について、平成24年度においては、寮費や宿泊合宿への補助となっている。しかし、内容については、現状に限っているわけではないので、柔軟な対応をすべく、学校の意見を伺う予定であるとの回答でした。

防災訓練に係る補助は、3万円上限の10団体、資機材整備に係る補助は、10万円上限の20団体で予算要求をしていると思われるが、この程度で足りるのかとの質疑について、今現在の、平成24年度実績であるが、訓練補助は7団体13万円で、資機材整備は5団体36万円である。年度末の自治回総会により、自主防災組織が設立され、このことによる申請は考えられるが、平成25年度の予算は倍増している。なお、消防訓練の補助は上限を5万円とするとの回答でした。

消防団の再編を考えているのかとの質疑について、分団を統合し、少数精鋭での活動がよいのか、現状のままがよいのかについては、一長一短があり結論には至っていない。検討はしていくとの回答でした。

消防団員へ編み上げ靴を貸与しているが、履くのに時間がかかるとの意見を聞いた。編み上げ靴のほかに、これまで貸与してきた長靴との併用はできないのかとの質疑について、編み上げ靴の貸与については、消防団から要望を踏まえた対応であり、安全性等を考慮したものである。貸与済みの長靴を履くことに問題はないが、今後、別に長靴も貸与することは考えていないとの回答でした。

4月の自治会長集会にあわせ、自治会長以外の地域住民も参加できるような懇談会の開催ができないのかとの質疑について、4月に行政連絡員集会を開催するが、文書配布などについてお願いをする会合である。地域によっては、自治会長と行政連絡員が異なっているため、自治会長を含めた地域懇談会の要請があれば検討したい。また、政策企画課所管事業であるが、ワンテーマデイスカッションがあるので、そちらで対応していただきたいとの回答でした。

大災害により島嶼部や、過疎地へのアクセスが寸断され、孤立状態となった場合の対応についてどのように考えているのかとの質疑について、平成25年度においては、有人離島において備蓄倉庫の整備を計画している。また、その他考えられる箇所への整備については、今後検討する。なお、どのような物品が必要なのかについては、地域の方から意見を拝聴したいとの回答でした。

次に、政策企画課関係の一般会計では、企画一般経費のうち、起業教育研究センター補助金について、研究センターの組織はどういった形態なのか、島スクエアは何年実施したのか、また、事業に対して検証したのかとの質疑について、運営委員会をつくり、県から商工会経由の補助金200万円、町から300万円、柳井市から200万円の補助を受け、残りは、商船高専の財源で全体事業費980万円を実施する。講師、事務職員の人件費が大半を占める。

島スクエアは、平成20年度から平成25年度の5年間の事業で、約200人の修了生と起業者が約40人、うち29人が周防大島で起業しているとの回答でした。本気で人を育てる気であれば、5年間の島スクエア事業による起業者実績について、起業の内容を含めて検証を行い、新たな事業についても、単年度で検証していくべきであるとの質疑について、5年間について検証を行い、新たな事業についても、単年度での検証をしたいとの回答でした。

定住促進対策のうち、旧屋代小学校で水耕栽培を行っているが、現状と今後についてお聞かせ願いたいとの質疑について、農業未経験の移住者にとって、農地の確保や栽培技術の習得は課題が多い。設備があれば、手軽にできると思われる水耕栽培に取り組み、データをとって、移住者に勧められるかどうか、2年ほどかけて検証している。これまでリーフレタスや二十日大根等を試している。食推等にアンケートを行い、食味の感想や希望購入単価などを聞いているとの回答でした。

定住促進協議会への770万円の内訳はとの質疑について、協議会事務局経費として363万8,000円、空き家調査として56万円、水耕栽培として282万円、お試し暮らしとして74万6,000円、暮らし体験ツアーとして26万1,000円、計802万5,000円の事業計画で、補助金との差額は、お試し暮らしの利用料を収入として見込んでいるとの回答でした。

CATVの加入と見通し、先人の旅の今後の収録予定は、姉妹島提携50周年行事のスケジュールについて教えてほしいとの質疑について、ケーブルテレビ加入者は、テレビとインターネット加入者を合わせて現在2,684人で、平成24年度の2月末実績が303人であることから、25年度は500人を見込んでいる。

先人の旅は、合併前に久賀で行っていたものをケーブルテレビ用に撮り直している。6回目からは、他の地域をめぐる旅になる。放送中の5回目で久賀が終わるが、旅案内役の体調を考慮し、夏過ぎから他のコースを回る予定である。

チャーターフライトの日程については、岩国商工会議所主体の実行委員会で決定された。ハワイでは、10月12日に日本文化祭の開催が決定しており、前日11日に式典を実施する。このため、10月10日ハワイ着、11日から12日にかけてカウアイ滞在、13日にハワイから帰国するという案で要望したが、岩国市側は週末の岩国祭のため、10月8日出発、13日帰国の案で最終的に実行委員会として、10月9日出発、14日帰国で決定した。10月13日早朝に

ホノルルを出発するため、12日午後には、カウアイからホノルルへ移動しなければならないとの回答でした。

次に、議案第9号渡船事業特別会計予算については、質疑はありませんでした。

続きまして、財政課関係では、前年度に続き、本年度も財政調整基金を取り崩しているが、これは財政が悪化しているとみるか、また、今後の見込みはどうかとの質疑について、財政の悪化というわけではなく、今後を見通した上で、当初予算として整えるため、約2億7,000万円の財政調整基金繰入金による財政調整を行ったと考えるほうがよいと思う。今後は平成24年度の決算剰余金に伴う繰越金等の補正により、財政調整基金繰入金は全額減額になると見込んでいるとの回答でした。

再編整備計画が3年延長となったが、交付金にどう影響するのかとの質疑について、再編交付金の交付期間が平成33年度まで3年延長となったが、交付見込み総額は変わらないため、平成25年度においては、従来の交付見込み額より約2,000万円減額の約1億1,000万円と見込んでいるとの回答でした。

次に、契約管理課関係、総合支所関係、議会事務局関係及び会計課関係では、質疑はありませんでした。

続いて、請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書については、早期に結論を出すほうがいいのでは、請願の内容を十分精査するには、今期定例会内での結論は困難であるなどの意見が出、取り扱いについて諮ったところ、閉会中の継続中審査として、今後、調査を継続することといたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1件だけ聞いちょきたいというふうに思います。中高一貫教育の点で執行部のほうへ質疑があつて、ほいでそれなりに効果があるんじゃないかという委員長の報告でした。

実際的に考えてみると、今、周防大島高校が行っている、中高一貫教育が行われているにもかかわらず、実際的には周防大島高校や福祉課程のほうに、実際的に地元から入学する人が少ないというのが、先のいわゆる全協での説明もあったというのが現状です。

そういう中で、中高一貫教育に伴う実際的な役割について、もっと、例えば教育委員会のほうから、いわゆる効果等について具体的にあつたんかなかったのか、その辺をちょっと聞いちょきたいなというふうに思います。

本当にね、寂しい思いですが、中高一貫教育をしたにもかかわらずね、島内の子供たちが、実際的には周防大島高校になかなか行かないという実態があるんで、それを含めて、聞いちゃきたいなというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） 教育委員会のほうからは、そういう詳しい説明はございませんでした。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議員（11番 吉田 芳春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷民生常任委員長。

○民生常任委員長（魚谷 洋一君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

3月13日、委員全員出席のもと当委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑をおこない、十分な審議の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号及び議案第10号、並びに、議案第22号及び議案第23号の付託議案7件について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算について、福祉課関係では、委員より、福祉タクシー利用助成金及びちびっ子医療費は何人を見込んでいるのかとの質問に対し、執行部より、福祉タクシーは、高齢者1,300人、身障者336人、透析患者25人の、合計1,661人、ちびっ子医療費は、就学児562人、未就学児80人の合計642人であるとの答弁でした。

今年度の新規事業である障害児放課後クラブ事業については、現在の児童クラブとは別のところで実施するのか、また、対象者は何人かとの質問に対し、執行部より、別のところで実施する。現在の児童クラブで預かれない児童を対象にしており、対象者は5人であるとの答弁でした。

老人クラブ助成金について、人数が少なくなっているが、予算計上はどのようになっているのか。また、生きがい活動支援通所事業と食の自立支援事業は予算が減額されているが、その事業内容及び緊急通報装置の状況についてとの質問に対し、執行部より、老人クラブ助成事業補助金のうち、単位老人クラブに対する補助金は105単位クラブで、4クラブの減少により減額、活動促進事業についても、人数が減っているため減額、健康づくり事業については同額である。

生きがい活動支援通所施設は13施設であり、食の自立支援事業については、1万1,244食で、432万5,000円である。

緊急通報装置は、平成24年度は1台につき、1月2,800円の予算計上であったが、平成25年度は1台につき、1月2,770円で250台の予算計上をしているとの答弁でした。

保育士等処遇改善臨時特別事業交付金について、保育士1人当たり、幾らのアップになるのかとの質問に対し、執行部より、平均3.1%増であるとの答弁でした。

生活保護総務費の一般財源5,460万5,000円と扶助費の一般財源8,256万円について、特別交付税はどの程度算定されているのかとの質問に対し、執行部より、特別交付税としては、生活保護関係を1億7,033万1,000円と試算している。これは普通交付税の算定方法に準じて試算を行ったものであり、例年でいけば、年末に交付される見込みであるとの答弁でした。

保育料同時入所2人目以降無料化事業について、町立保育所では何人を見込んでいるのかとの質問に対し、蒲野保育所が2人、久美保育所が8人、日良居保育所が7人の予定であるとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、未熟児養育医療の自己負担金は、世帯の所得階層区分・例2をもとに計上していると説明があったが、どの程度になるのか、との質問に対し、執行部より、世帯の所得階層区分の例2とは、前年分の所得税課税世帯であって、所得税の額が1万5,001円から4万円の世帯で、自己負担金は月額1万6,200円である。前年度までの実績により、所得階層区分を例2としている。しかし、ちびっ子医療制度により補填されるため、最終的に自己負担はないとの答弁でした。

衛生費総務費の職員人件費と臨時職員の関係について、例えば、職員数の減により臨時職員の賃金をふやしているのかとの質問に対し、執行部より、保健師の退職者分を臨時職員で計上している。加えて、管理栄養士が新たに産休・育休に入るため、管理栄養士分を臨時職員で対応したいとの答弁でした。

次に、介護保険課関係では、委員より、一般会計における介護保険対策事業の社会福祉法人利用者負担軽減対策の対象となる社会福祉法人は、平成24年度と同様、町社会福祉協議会だけかとの質問に対し、執行部より、町社会福祉協議会だけであるとの答弁でした。

周防大島認知症を支える会の会員数は何人かとの質問に対し、執行部より、会員は48人であるとの答弁でした。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、委員より、特定健診の健診料は、町から各病院に対する健診予定人数により予算計上されているのかとの質問に対し、執行部より、特定健診は集団健診と個別健診があり、個別健診については、町立3病院と民間の7医療機関の

うちから、個別健診を希望する各自が選択して受診するので、町のほうから病院に対して示した予定人数ではない。集団健診400人、個別健診1,000人の合計1,400人を計上しているとの答弁でした。

また、特定健診の受診率の状況と受診率向上の具体策は考えているのかとの質問に対し、執行部より、平成20年度の町の受診率は16.9%、平成23年度が、町が20.5%、県平均が21.6%、全国平均が32.7%で、全国平均より大幅に低くなっている。

平成20年度から、国が示した目標65%を下回ると、後期高齢者支援金に最大で10%のペナルティーをかけるということもあり、受診率を上げるためにいろいろと取り組んできた。

例えば、胃腸検診やがん検診との同時実施を行い、平成24年度からは平日の集団健診を実施し、一定の効果を得ている。今後もいろいろな方法を考え受診率を上げていきたいとの答弁でした。

国保会計における介護納付金の積算根拠はとの質問に対し、執行部より、介護納付金は、介護保険の2号被保険者1人当たり5万9,800円に該当者数を掛けた額であるとの答弁でした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員より、後期高齢者医療保険の加入状況はとの質問に対し、執行部より、平成25年1月末現在5,693人で、うち普通徴収が927人、特別徴収が4,766人であるとの答弁でした。

次に、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、委員より、介護保険料の特別徴収及び普通徴収の人数は何人で、予算計上しているのかとの質問に対し、執行部より、特別徴収が8,558人、普通徴収が647人で計上しているとの答弁でした。

町介護給付費繰入金の住宅、施設、それぞれの負担割合はいくらかとの質問に対し、執行部より、町の負担割合は、在宅と施設を合わせて12.5%であるとの答弁でした。

介護予防支援事業のケアプラン作成委託の見込み件数はとの質問に対し、執行部より、平成24年度は、1カ月当たり90件であったが、平成25年度は1カ月当たり110件を見込んでいるとの答弁でした。

また、平成24年度の報酬会計により、訪問介護などの1回当たりの時間数が短縮となったが、サービス低下となっているので、復元を希望するとの意見がありました。

次に、議案第10号公営企業局企業会計予算について、予算案の執行部よりの説明に先立ち、石原公営企業管理者より、現在の公営企業局の状況及び考え方の報告をいただきましたので、若干御紹介をいたします。

公営企業局は、常日ごろより、周防大島町3病院、東和病院、橘病院、大島病院に老健施設さざなみ園、やすらぎ園、大島看護専門学校、4居宅介護支援所、1看護訪問ステーション及び健診事業を維持することにより、周防大島町民の医療・介護・福祉の充実を目指しています。

現在の日本の医療の流れとしては、急性期医療の充実、すなわち、二次医療圏、三次医療圏の概念が注目され、大きな病院に医師、看護師を初め、医療関係のスタッフ及び患者が集中する傾向にあります。僻地を含む地域医療に対しては、地域包括医療の概念が浮上してきていますが、周防大島町の医療としては、一次、または一部では二次医療を確保しながら、地域包括医療を提供し、予防医学にも力を入れていかなければなりません。

特に、今後は慢性期医療、介護に力を入れていかなければなりません。今はやりの言葉で、シームレスな、切れ目のない医療、介護、福祉の包括医療が必要となり、居宅での訪問医療、リハビリ、介護がますます重要になると思います。

また、椎木町長の施政方針にもありますように、健康づくりに力を入れなくてはなりません。国民健康保険事業会計は、一般会計より今年度約2億8,000万円、来年度は約3億1,000万円の繰入金が必要となっています。病気が進行してからでは遅いのです。

不採算部門ではありますが、訪問介護ステーション、居宅介護支援所及び健診業務にも力を入れなければなりません。国保の特定健診率は65%以上にするよう、大島郡医師会と協力していかなければなりません。また、今日のメインな議題であります経営については、3病院、2老健、さらには看護専門学校を運営している町や市は全国にも類を見ないと思います。

すなわち、公的病院を運営するには、市町村が多額の援助をしなければなりません。本公営企業局では、最近毎年の赤字が見られますが、先人の努力のおかげで蓄えもありますので、周防大島町の一般財源からの追加の繰り入れはなしにもかかわらず、累積赤字はありません。現時点では、経済的には町のお荷物にはなっていません。

そしてまた、地域医療には依然として厳しい時代です。しかし、周防大島町では、3病院に老健施設、1看護専門学校、1訪問看護ステーション、4居宅介護支援センター及び健診事業を健全に運営していくことが、町及び公営企業局の使命で、私には3病院を統合する考えはありません。公営企業局は町で最も大きな企業団体で、非常勤を含む職員及び出入りの業者を合わせれば、500人以上の人が従事しています。これに約120人の看護学生がいます。

平成25年度の支出は約55億円で、公営企業局は、町民の医療の安全のみでなく、経済的にも周防大島町や近隣の市や町の発展に大きく貢献しています。周防大島町公営企業局は決して町のお荷物になっているわけではなく、なくてはならない存在であると自負しています。

不採算部門も多く抱えています。事業の運営が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である、公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従ってなされたかどうかについて考えて、事業運営に努めてまいります。

そのためには、医療、看護師を初め、優秀な職員の確保が最も重要です。特に、よい医師の確保は私に課せられた責務ですので、これからも最善をつくしたいと思います。

繰り返しになりますが、3病院を堅持し、地域医療を守るためにも、経営改善に全力を挙げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。非常に厳しい経営状況ではありますが、町民へのサービスの低下が生じないように最大限の努力をしたいと考えています。

以上、各施設等の部分は割愛いたしました。

それでは、質疑内容についての報告をいたします。

委員より、やすらぎ苑50床の収支について、さざなみ苑80床と比較して、赤字要因は何かとの質問に対し、執行部より、老人保健施設は、定員が50床の場合、ほぼ満床でも赤字になる。さざなみ苑80床はスタッフも増員されるため、人件費は増加するが、30増床分の収益効果の割合が大きいため、予算上では黒字を見込んでいるとの答弁でした。

資本的収入に対して支出が多いが、その差はどう考えるのかとの質問に対し、執行部より、起債の元金償還分が差額の大きな要因であるとの答弁でした。

東和病院の電子カルテ導入の経緯及び入札並びに価格における大島病院との比較についてとの質問に対し、執行部より、電子カルテを採用した経緯としては、東和病院の職員間でも賛否が分かれたが、最終的には、電子カルテが今の時代の流れであること、病院内の情報共有、一元管理等のメリットがあることから、導入を決めた。大島病院の電子カルテとはメーカーが異なるが同等機種である。

大島病院は約2億3,000万円、東和病院は約2億9,000万円の予算計上である。その差について、大島病院の場合、移転新築の関係で多くの医療機器を更新整備し、電子カルテの接続部の費用を医療機器側に付加した金額となっている。

東和病院は、東病棟のみを改築するので、現有の医療機器を数多く使用することから、接続費用は電子カルテへ含まれるため、その費用分が増加している。

入札については、電子カルテ等のメーカーと直取引の場合は随意契約を交わし、ディーラーを介して購入する単価80万円以上の医療機器は、入札を行っているとの答弁でした。

大島病院の療養病床は58床の稼働を目指しているが、現在では52床で稼働している。人員の補充は難しいのかとの質問に対し、執行部より、大島病院は看護職員の施設間移動で、一般病床も含め、東和病院から5人、橘病院から2人の補充を行い、現状51床で稼働している。58床の稼働は、今後、看護師2人と看護助手2人の増員が必要で、現在人員確保に努力しているところであるとの答弁でした。

次に、議案第22号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定及び議案第23号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） 最後になりましたけれども、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は3月13日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部からの説明を求め、質疑を行い、十分な審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の付託議案8件について、お手元に配布をさせていただいたとおり、委員会の審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定をいたしました。

審査に当たりました順に沿って、その課程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、委員より、観光プロモーション映像の撮影後の活用はどのように考えているのか、また、大島町以外の外部の方への配布はどのように考えているのかについての質問に対しまして、15分ものと5分ものを作成していると。各イベントでの紹介や希望者への配布など広く配布することを検討している。

大島町以外の外部への配布については、県のPRのうち、県の行うPRイベントの参加や体験型修学旅行の営業活動で、エージェント訪問などを行う際に、配布・紹介を考えているとの回答でありました。

星野記念館をPRしていきたい中で、実際にどのような企画をしているのか、旅行者へのPRはしているのか、全国の旅行代理店や関係者だけを対象としたイベントがあると思うので、そこで紹介してみたらについての質問に対して、県が行うイベントや営業で紹介していただいているのと、体験型修学旅行の営業にあわせて行っている。全国の旅行代理店等のイベントでの紹介については、今後検討をしていきたいとの回答でありました。

観光協会の人件費内訳の職員が何人いるのか、収入の監査は誰が行っているのか、剰余金の扱いについてはどうかについての質問に対して、人件費については正規3人パート1名となっている。観光協会は法人組織なので、法人としての内部監査を行っており、剰余金が生じた場合には、基本的には総会を経て、次年度繰り越し処分を行っているとの回答でありました。

次に、農林課関係では、委員より、団体営ため池等整備事業の樋口のため池の改修について、このため池は町の管理なのか、またこの工事をもって、町内の危険ため池は存在しなくなるようだが、集落の山中には各所にため池があり、既に使用されていないため池も水をたたえている。これらについても調査はしているのか。また貯水制限等はできないのかについての質問に対して、所有者は地元であり、平成24年度に2カ所を解消したことで、現在の危険ため池は樋口のみとなっている。また、ほかのため池も調査を行った上で指定されている。また、貯水制限等が必要なものについては指導を考えたいとの回答でした。

平成24年度のイノシシの捕獲数はどのくらいか。捕獲数が増加している理由は捕獲技術が向上したのか、また、自然増なのかについての質問に対して、平成25年1月末時点で786頭である。昨年よりも約200頭の増が見込まれる。3月末の予定では、約950頭になると予測している。捕獲数の増加については、新規免許取得者が平成23年に18名、平成24年度に4名、この取得者の中にも捕獲しているものがある。また、捕獲者全体の技術力も向上している。生息数については、生態調査を行っていないが、増加していると予想しているとの回答でした。

大規模農道沿いの伐採等をするための事業参加者をふやし、中山間地域等直接支払制度などの補助事業を利用はできないのかについての質問に対して、集落協定における共同作業は可能である。なお、中山間地域等直接支払制度の協定数は第2期対策の50から第3期対策は30に減少しており、これは補助事業における事務作業の負担が要因となっているとの回答でした。

大島農業担い手就農支援事業とはどんな内容の事業なのか、また研修期間は何年かについての質問に対して、JAに委託して新規就農者の研修を行う事業であり、月に12万5,000円でJAが常勤扱いで雇い入れ、内容についてはカリキュラムで検討するが、主に、営農塾の圃場管理やJAの講習会等に参加する中で地域との顔つなぎをしていただく。配属先については、農業未経験者であるため、JAの指導販売部等の配属となろうが、研修期間については1年間であるとの回答でした。

次に、水産課関係では、委員より、漁港漁場機能高度化保全計画の実施箇所は、についての質問に対して、平成25年度は安下庄漁港と日良居漁港の2カ所を実施するとの回答でした。

次に、建設課関係では、委員より、住宅リフォームの補助金のシステム、対象物件及び現在の利用実績はどのような状況かについての質問に対して、この事業は、緊急経済対策事業として、平成23年度から3年間継続事業であり、対象工事費は10万円以上で、補助金の上限額は

10万円である。

今年度の実績としては、3月13日現在、申請件数は290件であり、内訳は助成決定件数の280件、取り下げ1件、却下1件、未完成8件である。

また、対象工事費の総額は、2億5,650万円であり、補助対象は、対象予定額は1,734万円である。

主な対象工事としては、内装リフォームがメインであり、中でも多いのが給排水工事である。家屋の外壁塗装については、対象となるが、門扉等については対象外である。

次に、周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、委員より、周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例を町独自の内容に変更することができるのかについての質問に対して、道路構造令の中で、町に関係する部分を抜き出して作成したのが、今回の条例であり、運用上については、現行と変わらない。制度上では、独自の内容に変更することは可能であるが、町が独自の構造、安全基準を設けて変更するには、新基準とする根拠づけが難しいので、現状では変更は困難であるとの回答でした。

次に、上下水道関係、一般会計の質疑はありませんでした。

簡易水道事業特別会計では、委員より、浮島地区の今の施設は塩分が多いから、それに対応する装置に改良するという事か、海底送水を行うための事前調査費はないのかについての質問に対して、江ノ浦地区の第5水源は塩化物イオン濃度が高くなっており、現在設置している浄化槽では非常に効率が悪く、今後さらに水質の悪化が想定されるために、海水農道でも対応できる装置に改良する工事を実施する。

浮島地区簡易水道の全体計画については、島外からの受水を含めた水源の調査費を計上しているとの回答でした。

次に、下水道事業特別会計では、委員より、下水道特別会計への一般会計繰入金金は約4億2,000万円であり、簡易水道特別会計の一般会計繰入金金とはほぼ同額くらいであるが、簡易水道の加入率は約90%に対し、下水道は50%に満たない加入率となっている。加入していない町民からすれば、いかななものかということがあるが、予算編成に当たっての考え方を聞くについての質問に対して、現在、周防大島町の集合処理普及率は38.3%であり、残り61.7%については、合併浄化槽補助地域で集合処理と合併浄化槽との維持管理費の比較をする合併浄化槽の負担が多い。全国の集合処理の平均普及率が78%以上で、集合処理普及率が低い一部地域においては、集合処理が整備されていない地区で、合併浄化槽の補助金の上乗せをしているところもあるが、本町の集合処理普及率は低いので、現状では合併浄化槽の補助金の上乗せは行っていない。

下水道等特別会計への一般会計からの繰入金につきましては、約半分が基準内の繰り入れであ

る。また、簡易水道は、県から水価安定補助金等の補助金があるが、下水道等は維持管理に対する補助金はない。町の施設としては集合処理が普及している地域、していない地域で格差があるので、集合処理普及率を上げて格差をなくしていきたいとの回答でした。

集合処理と合併浄化槽の個人維持管理費はどちらが安いのか、また今後において、事業推進、接続率を向上するためには、住民に対して情報提供が必要ではないかについての質問に対して、集合処理使用料と合併浄化槽の維持管理費の比較は、標準家庭では、集合処理のほうが安価である。

情報提供については、事業推進、接続率を向上させるため、集合処理事業の必要性について、今後住民に対して行っていきたいとの回答でした。

次に、農業集落排水事業特別会計では質疑はありませんでした。

次に、漁業集落排水事業特別会計では質疑はありませんでした。

次に、周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、質疑はありませんでした。

次に、環境施設課関係では、委員より、施設の運転委託経費は、近隣の同規模施設の運転委託金額と比較、検討して委託するべきだが、現在、環境施設課が管理している3施設の、じん芥処理施設、不燃物処理施設、し尿処理施設運転委託業者は、についての質問に対して、環境施設課が管理する3施設のうち、じん芥処理施設、し尿処理施設については、3社見積もりによる単年契約で、じん芥処理施設については日立造船中国工事株式会社に、し尿処理施設については株式会社クリタスに、それぞれ委託をしている。不燃物処理施設の運転管理は主に直営で行っているが、業務の一部を株式会社坊野興業に委託しているとの回答でした。

次に、生活衛生課関係では、委員より、町営住宅の入居者の中には、5年以上も滞納している悪質な入居者がいるので、滞納期間等を決めて明け渡し請求をするなど、手順を決めて対処すべきでは、裁判所から支払督促を出してもらえば、10件中8件は支払うのでは、についての質問に対して、税と料を滞納している場合には、時効のある税から納める場合が多い。また、納付契約を交わして、それがわずかでも納付履行されたら、支払督促をすることができない。明け渡し請求をして、町営住宅から退去させた場合には低所得者が住むところがないという問題等もあるが、近隣市町とどのような対応をしているかを確認して検討するとの回答でした。

次に、周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定については、質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決を賜りますよう、お願いを申しまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 1件だけ聞いちゃきたいというふうに思います。今、委員長の報告の中で、下水事業に対する繰出金、4億2,000万円余りがいわゆる報告されました。ほいで、その基準的なものに対して、いわゆる繰出金の基準的なものに対してね、執行部に対する質疑、またそれに対する答弁等があったら、まあ補足説明があったかも含めてね、なかったらなかったでしょうがないです。あったらあったで答弁を求めたいというふうに思います。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） これに対する補足説明は執行部から別にありませんでした。あんまり個人的な感覚でしかものが言えないと思うので、執行部からの回答がありませんので、私のほうは差し控えさせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。建設環境常任委員長、御苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 新年度の一般会計予算について、反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

まず、第1点は、今年度予算をめぐる状況であります。御承知のように、今、今回の当初予算に関する国の影響、これは、1つは、いわゆる町職員に対するいわゆる交付税の件、これが1つの大きな内容になっております。初日の答弁では約1億円ということになっております。

私は、そもそも地方自治体と国の関係においては、地方独自の財源であるいわゆる地方交付税を削るべきではない。それじゃ削られたときはどうするかといえば、町長が、基本的にはそのときどきのいわゆる財源、これは周防大島町にはあると言うことは議員御承知のとおりです。そういう中できちっと対応できるというのが基本的な私の考え方です。

もう1点、大きく今年度変わる部分、これはいわゆる生活保護に関する部分です。御承知のように、これは、普通交付税、特別交付税、補助金等であらわれてきますが、実際的には、今、国においては7%削るんだという大号令をかけて示しております。それで、いついつではないといいますが、そのことによって、例えば各種、今回一般会計に含まれておる財政に響いてくる。これは、私は至極当然なことである。やっぱりきちんとした補助をつけるべきだ。そしてまた、きちんとした特交なり、きちんとした普通交付税なりつけるべきである。でなければ、他の生活者を含めて大変な状況になる。

今まで、ずっと言われてきたのが、例えば生活保護者と一般世帯のいわゆる対立、また、役場

に働く職員の皆さん方と実際的には近隣町民の対立、これをあおったのがこの数年来じゃあなかったかというふうに思います。これでは、せつかく国が言うような、例えば3つの矢による、いわゆる中身としては、結局は地方のデフレ、これも解決できないという方向になるというふうに思います。

それともう一つ、討論の中で明らかにしちよきたいのが、平成18年当時を思いだしていただきたいというふうに思います。平成18年当時、実は、第1次安部内閣ではなかったかというふうに考えております。そのとき周防大島町はどういう影響を受けたのかということなんです。そのとき、結局は地方交付税の減、補助金の減で、かなりきつい状況だったです。

そのときに、実際的にどこが削られていったかというのは、議員の皆さん方明らかなように、私たち所管にかかわる民生部門です。これを言うと、町長はよく首をかしげます。しかしね、実態的に合併して9年あまりでですね。そのときどきのいわゆる交付税の減が民生費にかかわる減につながっている。これはまぎれもない事実だというふうに考えております。

もう一つは指定管理制度、この点でも議論しちよかにかいけないというふうに思います。本当に、指定管理制度の中で、その施設、施設が、指定管理でそのままいくのがよいのか、そしてまたきちっと町が委託でいくのがよいのか、これはそろそろ、町長並びに副町長中心に議論していかんにかいけん時期じゃあないかということをおしは明らかにしちよきたいというふうに思います。

当然今まで触れてきたように、それ以外の部分、例えば団体が申し入れた予算要望、それについては、一昨年、昨年そして今年度については民主党政権時代の大型補正、そしてまた今年度の15カ月予算、これで一定改善しておるといことはまぎれもない事実だというふうに思っております。

ただ、地方自治体の役割というのは、あくまでいわゆる国の悪政から地方住民をどう守っていくのかというのがおしは地方自治の本旨だというふうに考えております。その立場から、実際的には、大枠として、今回の一般会計については、新年度予算については反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論はありませんか。荒川議員。
はい、賛成討論。

○議員（5番 荒川 政義君） 賛成の立場から討論させていただきます。

実財源が大変乏しい本町にとって、大変よくできた予算案ではないかと思っております。中でも、子育てに関する政策がひとつ大きな私たちにとっては話題になっております。保育園料が第二子から無料、大変画期的な政策ではないかというふうに思っております。子供が少ないこの大島にとって、日本でも有数に子育て環境が整備されていくということが、私どもにとりましては、大変立派な政策であるというふうに思っております。これからも執行部におかれましては、子育て

て環境をますますよくしていくということに努力していただきたいというふうないうふうな思っております。こういう観点から本年度の予算について賛成の立場から討論させていただきました。ありがとうございました。

○議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ございませんね。ないようでありますので討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成25年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この点ではいつも町長と話をできております。いわゆる国保会計のあり方、そしてまた実際の国民健康保険税のあり方、これについて議論してきました。

それで、実際的に合併後、国民健康保険会計における国保税、これはどういう状況かといいますと、実際的には2回の大幅引き上げと、いわゆる3方式への見直し、これで実際的には3回されておるといふふうに考えております。実際的に、国保会計というのは、医療費負担部分をどこが見るのかというのが原点であります。実際的に、当然国が負担しなければいけない、これは憲法に基づく基本的考え方です。

そして、もう一つは地方自治体、そして加入者です。その中で、非常に重たくなっているが、地方自治体負担と実際的な加入者が負担するその部分であります。それで、これを改善するためにはどうかということに言えば、今は実際的には今年度も若干5,000万円ちょい、実際的には繰り入れして引き上げは抑えたんだという見方もあるかも知れません。しかし、よく言うんですが、やっぱり最低限国保基金会計に2億円くらいを一気に投入して引き下げする。その体力があるかどうか。例えば、財政調整基金が30億円あれば、私は決して笑い事ではないと。国保軽減対策のためにそういう積み立ても十分できるんだというのが私の考え方です。本当に今国保世帯、大変な状況だといふふうに思います。例えば所得割の変更で、すぐ年間国民健康保険税が50万円を超える世帯がかなりふえちゃうんじゃないかといふふうに思います。

それとあわせて、実際的に国保会計の部分でいえば、1つはやっぱりそれ以下の部分も例えば会計の原則として、例えば所得がゼロの人でも当然国保会計に加入しておれば、国保税は払わなきゃいけないという特徴があります。これ一つの特徴です。もう一つは、3方式の見直しがどう

いう視点からされたかわかりません。

といいます、常々町長のほうは3方式というのは近隣市町村ではないんだと、昔言われたような県統一、これを目指してやったのかなどうかはわかりませんが、結局は加入者に大きな負担なおるちゅうのも側面も考えていただきたいというふうに思います。

今回、引き上げにはならなかったものの、実際的には町の体力からすれば、私は国民健康保険税の引き下げ、今回引き下げは十分できると、町長が選択すればできることだというふうに考えております。

以上の立場から、反対の立場を明確にしておくというふうに思います。以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会

計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第8号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 周防大島町公営企業局企業会計予算について、賛成の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

議員の皆さん方は御承知のように、賛成するのが非常に難しくなった本年度議案じゃないかなというふうに考えております。そういう中で、議員の皆さん方に理解を得るためにあえて討論をしたいというふうに思います。

といいますのが、今回の収益的収入及び支出を見てわかるように、かなりの多額の赤字を示しております。それは、一つはですね、大島病院を、あっ、失礼しました、東和病院を建てかえるための資産減耗でも、これが4億5,000がかなりあらわれております。それともう一つがきのうから議論してきたやすらぎ苑、50人定員がなかなか、いわゆる収支のバランスがなかなかあっていけないという側面があります。予算上は約4,000万円です。それと、実際的にもう一つ収支関係のバランスが崩れてきたのが、いわゆる看護学校の関係です。看護学校の関係がずっと黒字であったのが、実際的には2,000万円、単純にちょっと言いますが2,000万円くらいになっております。それとあわせて総務関係です。これで約5億円を超えるいわゆる収支バ

ランスが崩れておるとというのが実態です。

そういう中で、総務省のいう、いわゆる今回議論はしませんでした、基準繰り入れ、これを繰り入れていない中で、実施的にはこの1年間をいわゆるやっていくためという感じでいけば、私はまだその点では賛成できる要因が一つある。

それともう一つは、いわゆる重要機器の購入であらわれてきます、いわゆる電子カルテ、これが先ほども委員長のほうから報告がありましたが、やっぱりかなり高いものになっております。2億8,000万円くらいになっております。大島病院に導入するときに賛成しておいて、今度は東和病院が入れるから反対というわけにはいきません。

ただ、私はここであえて言いたいのは、町立病院なんです。あくまで。だから、職員の皆さん方に対するこのことによるいわゆるきちとした対応、これは必要であるというふうに考えております。それでないと約5年間で償還します。5年ですかね。それで、約1年当たり6,000万円の償還になります。そういうことを見ると、実際的ないわゆる影響、単年度ごとによるとかなりたいものになってくるんじゃないかというふうに、私は危惧しております。

しかし、実際的には私はそこに働く皆さん方の理解を得るとともに、もう一つは町立病院にふさわしい運営をやったりきちとやっていただきたいと、そういう基準を引き続き求めておきたいと。また、卑しくも病院からの追い出しとか、そういうこと起こってはならない。このことは明らかにして、賛成討論としておきたいと思えます。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

12時を過ぎましたが、このまま議事を進行します。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第21号周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第22号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第24号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第25号周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第26号周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第45号

○議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第45号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第45号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をいたします。

本日本配りいたしました追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に1,660万4,000円を追加し、予算の総額を153億1,270万6,000円とするものであります。

また、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、5ページの第2表のとおり5億9,030万5,000円と定めるものであります。

まず、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書により御説明いたします。9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、9款地方交付税は普通交付税において1,616万4,000円の追加計上であります。これは、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴う国の補正予算の地方財政措置として、平成24年度の普通交付税について調整額を復活させることとなり、去る3月6日に追加の交付を受けたところであり、これを補正計上するものであります。

14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金は、4月28日執行予定の参議院議員補欠選挙について、県から交付の内示がありましたので、県委託金44万円を新規に計上するものであります。

10ページは歳出であります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費におきまして、退職手当組合負担金1,336万2,000円を計上しております。これは、新たな退職希望の申し出に係る負担金を計上するものであります。

5目財産管理費は、財政調整基金に279万8,000円を積み立てようとするものであります。

4項選挙費7目参議院議員補欠選挙費は、4月28日執行予定の参議院議員補欠選挙について、本年度内に執行が必要な経費の新規計上であります。

次に、5ページに戻っていただき、繰越明許費についてであります。

主には、先般御議決をいただきました国の補正予算対応分となりますが、第2表繰越明許費に記載の農業振興対策一般経費から消防施設整備事業につきまして、年度内完了が困難となりましたので、関係機関と協議の上、5億9,030万5,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上が議案第45号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1つは、地方交付税の決定であります。この今の時期に基本的に決定になったというのは、もう少し具体的に中身について御報告していただきたい。

それとあわせて、今時点で例えば地方交付税が83億9,889万1,000円に対して、今回の補正1,616万4,000円、合わせて84億1,505万5,000円という状況になってお

りますが、そのうちの特交分、今現在でいいですが、特交分は幾らになるのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて総額については報告が、繰越明許費にかかわる総額については報告がありました。そういう中で、補足説明の中でいわゆる議会初日に、いわゆる提案した以外の部分で当然、期日が間に合わないから繰り越したんだという説明があったと思いますが、その事業内容と繰り越し率、これはこの時点で求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 普通交付税のこの時期に、なぜということでございますけれども、先ほど補足説明でも申し上げましたとおり、国の緊急対策、経済対策分についての地方負担分を支援する措置として交付するということになりましたので、このたびの補正となっております。

それともう1点は、特別交付税、特別交付税につきましては、予算額をいらっておりませんので7億8,000万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですかね。抜けていましたですかね、まだ。繰り越し、答弁お願いします。西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 今回の繰り越しは、今回の3月の補正でお願いいたしましたが、国の大型補正に伴うものがほとんどでございます。

その中で農業振興対策経費につきましては、農業振興地域整備・計画策定業務というような委託をする予定だったとしておりましたけども、このうちことがデータ更新の時期であって、10月末更新を待って最新のデータで発送という形で現在取りまとめ中です。それが間に合わないという形で、委託料を508万3,000円を繰り越すものでございます。その他事務費を残額繰り越しております。

それから、県営農業基盤整備事業につきましては、これは大型補正の伴うものであります。したがって、中山間の総合整備の大川水路750万円、農道保全関係が1,250万円、それから耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業が675万円ということで、一応全部繰り越すという形になっております。

それから、水産業振興対策も内海東部地区水水域環境保全創造事業負担金250万円ですけども、これは茂場造成の県営事業の負担金でございます。情島地区において実施するものの全額を繰り越すという形でございます。

それから、漁港管理施設経費につきましては、3月の補正でありました漁港機能保全計画策定9,735万、委託料が9,735万円です。三蒲3,000万円、出井が2,000万円、志佐が

2,000万円、前島907万5,000円、浮島1,827万5,000円という形が全額繰り越しになっております。

それから工事請負につきまして960万円、これは工事は既に出しておるんでございますけども、24年度末の工事がまだ60%程度ということで、残りを繰り越させていただきます。それから、海岸保全につきましては2億3,245万円ですけども、測量設計、補正でお願いいたしました測量設計の小泊の護岸のかさ上げの1,500円と、外入護岸の1,500万円、これが全額繰り越しております。

それから、工事請負につきましては外入、船越、志佐、和佐が前金払いのみで発注しております、前金払いのみがまだ現在金銭的執行のみです。その他残りを、この4地区につきましては、繰り越させていただくという形となります。

それから、大型補正でつきまして船越の2工区目、1億円これも全額繰り越しという形でおります。

それから、道路橋梁費につきましては、工事請負が1,560万円という形で繰り越しになります。中乃橋梁補修が1,090万円、前払い金のみの支払いで金額での実績となっております。それから、日見戸田線流末排水路470万円、これが全額繰り越しという形になります。それから、該当管理事業の100万円につきましては、これも大型補正で沖浦地区を中心とした外灯を、老朽化した補修点検を行って、今後補修に入るといった形の委託料でございます。これが200万円、全額繰り越しとなっております。

それから、道路新設改良につきましては8,910万円、これは主には三ツ松線の委託料、それから財産購入、それから保障という形であります。それから、あと橋梁の委託料、三浦永代橋と吾妻橋があります。これも大型補正の形で全額の繰り越しという形であります。

それから、県事業の公安負担金につきましては、大型補正でつきましては海岸浸食、区間の離岸堤それが1,600万円、それから海岸高潮、秋地区の消波ブロックですけども、800万円、それから戸田地区の離岸堤1,200万円というのが繰り越しの内容となっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 7款土木費6項住宅費公営住宅一般管理経費4,796万8,000円の内訳でございますが、3月の補正でお願いしてかけていただきました住宅屋根防水の改良工事の工事請負費とそれに伴う設計委託料でございます。工事請負費につきましては、外入住宅の屋根防水、五反田住宅の屋根防水、第二中塚住宅の屋根防水、向津原上の屋根防水、向津原下の屋根防水、計5件の防水工事を繰り越します。満額の予定であります。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 最後の消防費でございますが、志佐と外入の防火水槽の整備工事でございます。執行率は、まだゼロでございます。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第45号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第46号

○議長（新山 玄雄君） 日程第18、議案第46号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは議案第46号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

本工事は平成24年9月6日の定例会で請負契約締結の議決をいただき、離岸堤の設置や消波ブロックの製作を施工してまいりましたが、既設消波ブロックの撤去個数が増加したことに加え、事業進捗を図るため、被覆ブロック106個の製作を追加し、施工内容を変更するものでございます。

なお、工事内容は離岸堤70.0メートルの改良となっておりますが、施工延長に変更はございません。

この変更に伴い請負代金を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負金額5,907万2,008円を603万5,342円増額した6,510万7,350円で請負変更契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に総延長は変わらないということでありました。それで、

中身として変わるのが被覆ブロックの追加ですかね、それと一部消波ブロックの撤去ということで今回追加ということになっておるようですが、それにかかわる金額をそれぞれね、報告していただきたい。わかる、わからん。設計内容のいわゆる実際的に今回変更額が出るわけですよ。それが議案です。

それで、執行部のほうは基本的にはこういういわゆる内容で補正を随意契約したいということなんです。そういう中で、実際的には延長距離は変わらないけど、被覆ブロックをどのくらい金額かかる、増によってどのくらい変わるんか。工事のプロやったらわかるかもわかりませんが、実際的にあの消波ブロック撤去に幾ら基礎額がかかるのかというのが今現わかれば。（「聞く目的は何か」と呼ぶ者あり）いや、実際的にはその金額の根拠について聞かんにゃわからんじゃ。金額の根拠について聞かんにゃわからんわけです。議員は。わかちよる人もあるかもわからんが、実際的に今回議案となっている内容が、いわゆる何を根拠にね、議会に対して、これだけかかるからこれだけのいわゆるお願いをしておるんですよというのが中身なんでしょう。じゃけ、その答弁を求めちよるということです。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 済みません、金額についてはちょっと手もとに資料を持っておりませんのであれですが、被覆ブロックの製作の増工につきましては、2トンブロックにつきまして287個を383個に96個ふやすという形で、1トンブロックを232個を272個にふやすと、40個増という形です。それから（発言する者あり）2トンブロックが96個、それから1トンブロックにつきまして40個増となります。

ブロックの撤去戸数ということでしたけど、利用可能なブロックが101個ふえるという形、使える分ですね。それから利用不可ブロック、使えないのが33個減るということで233個から334個にふえて101個増、それから利用不可のブロックが102個が69個、33個減という形です。なお、この変更の増につきましては、一応補助金の内示額がございまして、入札減等で落ちます。

そうしますと、金額を返すという方法が1つなんだろうが、その金額を補助枠までいっぱい使わせていただくという形で、先ほど説明いたしました事業進捗のほうを上げるという形でやらせていただくということで、なお現在この白木につきましては、外入・船越ということでいずれも26年度には完了する予定なんです。その中で、先ほど船越につきましては補正等もありましたので、この外入のほうを増をさせて事業進捗を上げさせていただくというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。日程第18、議案第46号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、同意第1号

○議長（新山 玄雄君） 日程第19、同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

副町長の任務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長に事故あるときはその職務を代理するという、極めて重要な職務であります。

私は、昨年10月の町長選挙におきまして2期目の町政を担わせていただくことになりましたが、「幸せに暮らせる町づくり」を目指して町政を運営いたしております私にとりまして、新年度を迎えるに当たり、私が最も信頼し、かつ有能な人物を副町長に充て、周防大島町の振興発展にさらに邁進したいと考え、現副町長の岡村春雄さんに引き続き、副町長に選任することを決意いたしましたところであります。

岡村春雄さんの実績につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりであります。既に皆様御承知とおり、人格識見ともにすぐれ、副町長として最適任であります。2期目ということで、4年前にも御同意を賜っておりますが、今回もぜひとも御同意を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま同意されましたので、岡村春雄君より挨拶をお願いいたします。

○副町長（岡村 春雄君） このたびは、副町長の選任議案に御同意を賜りましてまことにありがとうございます。私にとりましては再任となりますので、これまでの経験を生かしまして、椎木町長の町政運営にける熱い思いをしっかりと職員に伝えていく、これが私の職務だと思っております。そして、財政の健全化はもとより各課題につきましてこの解決をしていかなければならない、そういう思いで心新たにしているところでございます。そのためにも議員の皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（新山 玄雄君） どうぞ、よろしく願います。

日程第20. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新山 玄雄君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

請願第5号につきまして、総務文教常任委員長より報告がありましたように、審査中の請願第5号につきましては、会議規則第75条の規定によりお手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21. 議員派遣

○議長（新山 玄雄君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成25年第1回定例会を閉会します。

○事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 田中隆太郎

署名議員 広田 清晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員